

報道資料

令和3年1月22日

消費・生活安全課

食品安全推進係

担当：松村

内線：3182

ダイヤル：0742-27-8681

農業水産振興課

農産物ブランド戦略係

担当：國本^{くにもと}新子^{あたらし}

内線：3841・3846

ダイヤル：0742-27-7442

残留農薬基準違反について

令和3年1月19日に中和保健所が収去した「しゅんぎく」について、1月21日に食品衛生法の残留農薬基準を超えるダイアジノン：0.06ppm(基準値：0.01ppm)およびブプロフェジン：0.03ppm(基準値：0.01ppm)が検出されました。

直ちに販売業者に対しては、当該生産農家の「しゅんぎく」の流通を防止するよう指導しました。また、生産農家に対し、立入調査を行い、農薬の適正使用や自主検査による安全確認後の出荷等について指導しました。

販売業者においては、直ちに流通状況の確認を開始し、その状況は下記のとおりです。

今回違反のあった「しゅんぎく」については、通常の食生活において食べる量では、健康に影響を及ぼす恐れはありません。

1 食品衛生法に基づく収去検査結果

- (1) 農産物名 しゅんぎく
- (2) 収去機関 中和保健所食品衛生課
- (3) 収去年月日 令和3年1月19日
- (4) 結果判明日 令和3年1月21日
- (5) 販売業者
- (6) (被収去者) 生産農家
- (7) 検査機関 奈良県保健研究センター
- (8) 検査結果 150農薬について検査を実施

報道資料提供後、一定期間が経過していますので、
削除しています。

ダイアジノン	検出値：0.06ppm 一律基準値：0.01ppm	残留基準違反(食品衛生法)
ブプロフェジン	検出値：0.03ppm 一律基準値：0.01ppm	残留基準違反(食品衛生法)

2 被収去者（販売者）の対応

出荷先に対し、商品の流通状況の確認実施

1月19日出荷数	50パック（110g入）、20パック（80g入）
----------	--------------------------

※1月19日今シーズン最終出荷

なお、今シーズンに出荷したものについては、販売店（-----）
において在庫なし

（購入した心当たりのある方の問い合わせ先）

報道資料提供後、一定期間が経過していますので、
削除しています。

3 生産者に対する調査指導

- (1) 調査日 令和3年1月21日 午後5時30分
- (2) 実施機関 農業水産振興課、中部農林振興事務所、中和保健所食品衛生課
- (3) 栽培面積 ほ場：約 300 m²（ビニルハウス）
- (4) 出荷先 -----
- (5) 出荷状況 個人出荷
12月14日から1月19日まで24回 計76.6kg
- (6) 農薬使用状況
 - ①生産履歴記帳は適切に行われており、「しゅんぎく」でのダイアジノン、ブプロフェジンの使用実績はない。
 - ②「しゅんぎく」の前作のナスの苗を植える際（1月）に、土に混和する方法でダイアジノンを使用（農薬適用あり）。8月にナス栽培を終了し、9月から「しゅんぎく」を栽培
- (7) 指導事項
 - ①農薬の適正使用と生産履歴記帳の徹底を引き続き行うこと
 - ②出荷分を自主回収、流通自粛を行うこと（1月22日店頭にないことを確認済み）
 - ③ほ場の「しゅんぎく」は処分すること